

措置と医療

先日、障害児の福祉行政に携わる方々と話す機会であった。「措置と医療」が話題になった。

「措置を委託しているので、その委託先での医療は、医師の判断に任せる」との意見に、僕は一論でそう結論づけるべきでなく、きめ細かく検討が必要と反論した。

ハンセイ病の国家賠償の問題から、この方々は何にも学ばんでいないのだろうか。「措置」という名の下に施設に隔離され、その中で人権侵害に繋がる医療も一部行われていたことは、マスコミ等で耳新しいことでないのか。

障害児と直接の接点の多い福祉行政に携わる方々だけに、いったい対象者の存在（人権等）についてどこまで真剣に考え仕事しているのかと、肌寒いものさえ感じた。「医学」に限らず、人間が対象である専門分野はその分野だけでは万能とは限らない。それゆえ、障害児の取り巻く問題には、その問題に関係する専門家と云われる方々、当事者、家族等を含め、検討するシステムが望まれ、それをどう社会システムとして構築していくかを考えるのが、福祉行政ではないのかと思う。

そして、それを考えるのはやはり「人間」である限り、一人一人のその人がどういった歴史観、児童観、福祉観、等々に立っているかが、最も大切な条件となる。もちろん、その条件は人により異なる。ゆえに、議論、検討が必要になると思う。

(2002年02月02日記)